

令和2年度内閣府本府政策評価実施計画

令和2年5月14日

内閣総理大臣決定

令和3年5月21日

一部改正

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、令和2年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和2年度の1年間とする。

2 事後評価の対象とする政策及び評価の方法

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

- (1) 内閣府本府政策評価基本計画(第7次)(令和2年5月14日内閣総理大臣決定)(以下「基本計画」という。)の対象とする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)

① 事業評価方式による評価を行う対象政策

ア 規制に係る政策

該当なし。

イ 租税特別措置等に係る政策

該当なし。

- (2) 基本計画に基づきなお従前の例により評価を実施する政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)

① 実績評価方式による評価を行う対象政策

ア 政策体系に基づく政策

2. 公文書管理の適正確保のための監察等の実施

3. 重要施策に関する広報

12. 市民活動の促進

13. 「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援の推進

16. 「環境未来都市」構想・自治体SDGsの推進

17. 都市再生安全確保計画の策定の促進

18. 地方創生リーダーの人材育成・普及の推進

19. 地方創生推進に関する知的基盤の普及・促進

20. 国家戦略特区の推進

21. 中心市街地活性化基本計画の認定

22. 構造改革特区計画の認定

23. 地域再生の推進

24. 総合特区の推進

25. 地方版総合戦略に基づく取組の推進

28. 原子力の研究、開発及び利用に係る政策の検討・情報発信等

31. 防災に関する普及・啓発
 32. 国際防災協力の推進
 34. 地震対策等の推進
 35. 防災行政の総合的推進
 42. バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等
 49. 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業
 50. 食品健康影響評価技術研究の推進
 52. 公益法人制度の運営と認定・監督等の実施
 53. 経済社会活動の総合的研究
 55. 人材育成、能力開発
 56. 迎賓施設の適切な運営
- ② 総合評価方式による評価を行う対象政策
- ア 政策体系に基づく政策
26. 地方分権改革に関する施策の推進
 57. 宇宙開発利用の推進
 59. 子ども・子育て支援の推進
 61. 特定教育・保育施設等利用の推進
 62. 地域における子ども・子育て支援対策の推進
- (3) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策（法第7条第2項第2号に区分されるもの）
該当なし。
- (4) その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）
該当なし。

3 その他

基本計画の対象とした政策で、政策体系に基づく次に掲げる政策のうち可能なものについては、内閣府本府におけるEBPMの取組により、政策の目的の達成までに至る因果関係の仮説を示すロジックモデルを作成した上で、事前分析表を作成する。

5. 地方創生に関する施策の推進
17. 地方分権改革に関する施策の推進
22. 経済社会総合研究の推進
26. 宇宙開発利用に関する施策の推進
28. 少子化社会対策大綱及び子ども・子育て支援の推進
30. 国際平和協力に関する施策の推進